

募集内容

職 種	児童館児童厚生員
資格要件	あれば尚可：児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条第2項各号のいずれかに該当すること その他：放課後児童支援員は有資格者報酬となります
主な業務内容	聖籠町立亀塚児童館における事務的な業務、遊びの支援（見回り等）、施設の維持管理などを実施する。 その他に、放課後児童クラブ運営の事務的な業務及び施設の維持管理（清掃、装飾、遊具準備等）業務を実施していただきます。
勤務地	①亀塚児童館（聖籠町大字亀塚21-7） ②蓮野児童クラブ（聖籠町大字蓮野1510） ③山倉児童クラブ（聖籠町大字桃山753） ④亀代児童クラブ（聖籠町大字次第浜4614-1） ※勤務地は主に①ですが、②～④での勤務の場合あり。
採用予定人数	1名
任用期間	任用の日～令和8年3月31日
報酬	報酬：日給6,279円（有資格者）、5,741円（無資格者） 期末手当：年2回（計2.5月分※在職期間に応じて変動あり） 勤勉手当：年2回（計2.1月分※在職期間及び勤務成績に応じて変動あり） 通勤手当：距離に応じた月額
勤務条件等	・ 1日の勤務時間 5時間 ※土曜日及び小学校長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み）の月曜日、水曜日において時間外勤務を命ずる場合あり ・ 標準的な勤務時間 平日 12:30～17:30 土曜日・学校長期休業期間における月曜日、水曜日 10:00～15:00又は12:30～17:30 ・ 勤務時間シフト制 有 ・ 勤務日数 189日 （令和7年8月1日～令和8年3月31日の場合） ・ 休日 週休日：毎週日曜日 休日：祝日、お盆（8月13日～15日）、年末年始（12月29日～1月3日） 年次休暇：15日（※このほか有給又は無給の特別休暇有り） ・ 雇用保険 有 ・ 社会保険 有 ・ その他 ○条件付きで契約の更新有。 ○年次休暇の日数は任用期間により異なります。

- ・掲載内容は掲載日時点の内容であり、事業内容の変更などにより、採用人数の変更、募集の取りやめ、勤務条件の変更等を行うことがあります。
- ・採用の日から1箇月間は、試用期間となります。
- ・勤務日数は、勤務の割振りの結果、多少変動することがあります。また、業務の都合により、勤務日と休日を振り替えることがあります。
- ・要件を満たす場合は、条例等に基づき通勤費を支給します。
- ・並行して、ハローワークで募集する場合があります。